

# 静 岡 市 報

号 外

静岡市葵区追手町5番1号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月1日

## 公 告

### 公 告

下記の物品調達について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告する。

平成20年4月8日

静岡市長 小 嶋 善 吉

記

1 入札執行者

静岡市長 小嶋善吉

2 担当部局

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市財政局財政部契約課

電話番号054-221-1347

3 競争入札に付する事項

(1) 購入物品

はしご付消防ポンプ自動車

(2) 購入物品数量

1台

(3) 購入物品の仕様

平成20年度はしご付消防ポンプ自動車の仕様書による。

(4) 納入期限

平成21年2月17日

(5) 納入場所

静岡市消防防災局

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定され、Q-1 消防自動車・ポンプを営業種目としてA等級に格付された者であること。（資格者として認定されていない者で7により物品競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格者として認定され、Q

－ 1 消防自動車・ポンプを営業種目として A 等級に格付された者を含む。）

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札日までの期間に、静岡市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年 4 月 1 日施行）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）別表第 2、第 2、4 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格に適合し、かつ、入札説明書に示す仕様書に記載された購入物品を確実に納入できるとともに、当該仕様書に記載された事項を確実に履行できる者であること。
- (6) 入札説明書に示す仕様書に記載された購入物品、国庫補助金に係る消防防災施設等整備費補助制度の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車又は災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格に適合した車両並びにこれに準じた類似品について、その物品の使用者への納入実績を有することを証明できる者であること。
- (7) 当該購入物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、長期間にわたり適切かつ迅速に対応できる体制が整備されている者であること。
- (8) 当該購入物品の検査を行うために、日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会いに応じられる者であること。

## 5 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法

### (1) 交付期間

平成20年 4 月 8 日（火）から平成20年 4 月 17 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

### (2) 交付場所

2 に同じ

### (3) 交付方法

無料で直接交付する。

### (4) 交付の特例

郵送による交付を希望する者は、郵券を貼付した返信用封筒を同封のうえ、入札説明書請求の旨を記した文書で 2 の担当部局あて入札説明書の交付の請求をすることができる。この場合において当該請求は平成20年 4 月 17 日（木）午後 5 時までには到達しなければならない。

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成20年 4 月 8 日（火）から平成20年 4 月 30 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 納入実績書
- ウ アフターサービス・メンテナンス体制報告書

(3) 提出場所

2 に同じ

(4) 提出方法

持参

7 入札参加資格確認申請に併せた物品競争入札参加資格の認定

入札参加資格確認申請書の提出時において、物品競争入札参加資格の認定のための申請を行っていない者は、物品競争入札参加資格の認定について申請することができる。この場合において認定を受けようとする者は、物品競争入札参加資格審査申請書を 6（1）の提出期間に 2 の場所へ提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成20年 5 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所 静岡庁舎本館 3 階 第 1 会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成20年 5 月 20 日（火） 午後 5 時（電送による入札は認めない。）

イ 送付先

2 に同じ

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告に示した入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者が入札したとき。

ウ 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき又は 1 人で同一事項に対し、金額の異なった 2 以上の入札をしたとき。

- エ 金額を訂正した入札。
- オ 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- カ 入札者が協定して入札したとき。
- キ 入札に際して不正の行為があったとき。
- ク 郵便による入札の場合において、入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- ケ 静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）に違反したとき。
- コ 公告、入札説明書及び物品入札心得に示す条件その他の入札に関する条件に違反したとき。
- ※ 特に、入札の事前に入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、入札時において入札に参加する資格のない場合は、その者の行った入札は無効とするので留意すること。
- (6) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分  
総価で定める。
- (7) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 再度入札の日時及び場所等  
開札の結果、予定価格の範囲内に達した入札のないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち合っているときは直ちに再度の入札を行う。その他のときは以下に定める日時において再度の入札を行う。
- ア 平成20年 5 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分  
静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所 静岡庁舎新館10階 入札室
- イ 郵送による再度入札書の受領期限及び送付先
- (ア) 受領期限  
平成20年 5 月 27 日（火） 午後 5 時（電送による入札は認めない。）
- (イ) 送付先  
2 に同じ
- (9) 契約締結  
静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年静岡市条例第54号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約であるため、仮契約を締結する。この仮契約は市議会の議決を得たときは、本契約としての効力を生ずるものとする。
- なお、議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約に基づく損害賠償について市長は、一切責任を負わない。
- (10) 契約書作成の要否  
要（物品売買仮契約書を作成しなければならない。）

## 9 その他

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに法人以外の共同受注を行う団体とその組合員又は構成員は、同一の入札に参加することはできない。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡市財政局財政部契約課(電話054-221-1347)とする。
- (4) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Name of item and quantity to be Procured :  
Fire Engine with ladder apparatus 1 unit
- (2) Date and time of tender :  
Thursday, May 22<sup>nd</sup>, 2008 1:30 pm
- (3) Department in charge :  
Contracts Division, Finance Department,  
Financial Affairs Bureau,  
Shizuoka City Hall, 5-1 Ote-machi,  
Aoi-ku, Shizuoka City,  
Shizuoka Prefecture, 420-8602, Japan  
Phone: 054-221-1347